

4 根抵当権者の合併

60

根抵当権者の合併

I ケース概要

甲野銀行は、乙野商事に対する融資取引の担保として乙野商事所有の土地につき根抵当権の設定を受けていたが、その後、丙川銀行を存続会社とする吸収合併が行われた。

今般、丙川銀行が承継した当該確定前の根抵当権について、他の事由により登記を行うこととなったため、当該登記の前提として、上記合併についても登記手続を行う。

II 留意点

- ① 元本の確定前に根抵当権者について合併があった場合に、根抵当権が存続会社（新設合併の場合は設立会社。以下同じ）に承継されたことを公示するときの書式である。合併の効力発生により根抵当権移転の登記原因が生じる。
- ② 存続会社は、合併の効力発生日（新設合併の場合は成立の日）に消滅会社の権利義務の一切を包括的に承継するが（会社法第750条第1項、第754条第1項）、元本の確定前に根抵当権者について合併があったときは、当該根抵当権は合併の時に存する債権のほか、存続会社が合併後に取得する債権を担保する（民法第398条の9第1項）。
- ③ この場合、債務者以外の根抵当権設定者は、合併のあったことを知った日から2週間以内（かつ合併の日から1箇月以内）に担保すべき元本の確定を請求することができ、この請求があると合併の時に確定したものとみなされる（民法第398の9第3項から第5項）。
- ④ 合併による権利承継（一般承継）は、登記を要する物権変動ではないから、対抗要件具備目的で根抵当権移転の登記を行う必要はない。
- ⑤ 不動産担保権の実行手続との関係においても、民事執行法第181条第3項の承継を証する文書として、合併の記載がある存続会社または設立会社の登記事項証明書を執行裁判所に提出することにより、合併による根抵当権移転の付記登記を行わないで担保不動産競売の申立てを行うことが可能であるし、開始決定後に合併の効力が発生した場合も、民事執行法上の明文規定はないものの、同様に承継を証する文書が提出されれば競売手続はそのまま進行することとされているから、根抵当権の移転登記を行う必要はない。
- ⑥ 合併による根抵当権移転の登記は、根抵当権の抹消、変更、追加設定等の必要が生じた際に、同時に行うことが多い。合併により消滅会社は解散し、これらの登記の際には、その前提として、合併による根抵当権移転の登記が必要となるからである。
- ⑦ 登記原因証明情報（不登法第61条）として登記所に提出するのは、合併の記載がある存続会社または設立会社の登記事項証明書である。登記手続にあたり、合併契約書を提出する必

要はなく、また別に登記原因証明情報を作成する必要はない。

- ⑧ 合併による根抵当権移転登記は、存続会社が登記申請人となって行う。登記完了後は、登記完了証が交付され登記識別情報が通知される。

Ⅲ 必要書類・費用一覧

書類	書類上の関係者
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（注1）	存続会社（または設立会社）
<input type="checkbox"/> 委任状（登記申請人用）	存続会社（または設立会社）
<input type="checkbox"/> 会社法人等番号（注2）	存続会社（または設立会社）
<input type="checkbox"/> 登録免許税	極度額の1,000分の1

（注1） 不登令等の改正に伴い、現在の会社法人等番号によって登記所が合併事項を確認できる場合、この番号を提供すれば証明書の添付は省略できることとなった。

（注2） 不登令等の改正により、平成27年11月2日から、会社・法人の代表者等の資格を証する情報の提供（添付）に代え、登記申請情報に商業登記法第7条の会社法人等番号を記録または記載することとなった。ただし、法人登記手続中となるなどの場合を考慮し、例外的に、作成後1か月以内の資格証明情報（登記事項証明書）を提供（添付）することも認められている。

Ⅳ 登記用委任状（登記申請人用）（注1）

<h2>委 任 状</h2>	
平成 年 月 日	
住 所	東京都〇区〇町三丁目2番1号
登記申請人	株式会社 丙川 銀行
	代表取締役 丙川 三郎 ⑩
私は、_____（注2）を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。	
記	
1. 次の要項による登記申請に関すること（注3）	
(1) 登記の目的：根抵当権移転（合併による根抵当権の移転）	
(2) 移転する登記：平成〇年〇月〇日東京法務局〇出張所受付第〇号	
(3) 物件：後記物件の表示記載のとおり	
2. 上記申請の登記識別情報の受領に関すること（注4）	
3. 上記申請の登記完了証の受領に関すること（注5）	
4. 上記申請に関する登記原因証明情報、資格証明情報その他の添付情報の原本還付手続に関する	

こと（注5）

5. 上記申請の登録免許税還付金の代理受領に関すること（注6）

物件の表示（注7）	
所 在	東京都○区○町一丁目
地 番	1 番 1
地 目	宅地
地 積	○○○.○○㎡

以 上

- （注1） 登記申請人が作成する委任状の書式である。管轄登記所が複数となるケースにおいて、委任状の原本還付を受けるときは、他の申請についても委任したことが明らかな内容とする必要がある。
- （注2） 代理人の住所ならびに氏名または名称を記載する。
- （注3） 戸籍・住民票・登記事項証明書などの官公署発行の証明書を登記原因証明情報（不登法第61条）として提供する場合、当該証明書には根抵当権や不動産の表示がないことから、委任する登記手続を明確にするため、このように記載する。
- （注4） 登記識別情報の受領には特別の授権が必要であるため、このように記載する。なお、電子申請においてオンラインで登記識別情報を受領することを「復号」といい、この方法による受領には特別の授権が必要であるため、これについても委任する場合は、「上記申請の登記識別情報の受領・復号に関すること」のように記載する。
- （注5） これらの事項には特別の授権を必要としないが、委任事項を明確にするため、このように記載する。
- （注6） 登記申請の取下げ・却下・過誤納付に伴う還付金の代理受領については特別の授権が必要であるため、このように記載する。
- （注7） 土地については所在・地番を記載することでも足りる。